

公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度施行細則

- 第1条 公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 規則第2章に定める専門医認定委員会は、委員15名以内で構成する。
- 第3条 規則第7条に定める専門医認定委員会の常任委員会は若干名で構成され、専門医認定委員会委員が互選により定める。
2. 常任委員は、専門医認定委員会業務の調整、学会理事会との連絡および専門医認定委員会事務に関する事項の処理を行う。
- 第4条 規則第7条に定める小委員会は、専門医認定委員会が必要であると認めたとき設けるものとする。
2. 小委員会の目的、業務および委員の定数は、専門医認定委員会で決定する。
- 第5条 規則第8条における必要な教育研修単位数は、附表1に示す臨床、学術、業績の各研修の最低必要単位数を含み150単位以上とする。また大学研修施設で40単位以上の研修を受けるとともに、通算5年以上の小児歯科臨床経験を有すること。ただし、原則として卒直後1年間の歯科医師臨床研修期間は除くものとする。
- 第6条 規則第11条により専門医と認定された者は、日本小児歯科学会総会で報告され、小児歯科学会雑誌に掲載される。
- 第7条 規則第13条に定める研修施設の指定を申請する施設の責任者は、次の各号に定める申請書類を専門医認定委員会に提出しなければならない。
- (1) 研修施設指定申請書（第20号様式）
 - (2) 診療実績・設備内容証明書（第21号様式）
 - (3) 専門医指導医勤務に関する機関長の証明書（第22号様式）
2. 研修施設の指定を更新を申請する施設の責任者は、次の各号に定める申請書類を専門医認定委員会に提出しなければならない。
 - (1) 研修施設指定更新申請書（第23号様式）
 - (2) 診療実績・設備内容証明書（第21号様式）
 - (3) 専門医指導医勤務に関する機関長の証明書（第22号様式）
 3. 専門医認定委員会は、必要と認める場合は当該施設を実地調査できる。
- 第8条 規則第14条に定める研修施設における診療実績とは、小児患者数が1日10名以上あるいは1日あたりの受診患者に占める小児患者（18歳未満）の割合が50%以上であることとする。また、研修実施に必要な設備や機能とは、エックス線写真分析（頭部エックス線規格写真やパノラマエックス線写真）や模型分析を行うことができ、小児歯科診療ガイドラインに則した診療ができる設備を配備し、さらに小児歯科関連の図書文献を備え、文献検索ができるなど専門的な臨床研修が行えることとする。
- 第9条 規則第20条第2項に定める生涯研修単位数基準とは、附表2に定める生涯研修単位数の合計による。所定の生涯研修単位数は5年間で100単位以上とする。
- 第10条 規則第20条に関し、止むを得ない理由で認定更新の申請ができないと専門医認定委員会

が認められた場合には、その理由が消滅した時点で遡及し申請することができる。

2. 止むを得ない理由が無く、未更新による専門医資格喪失者が再び専門医認定を申請するときは新たに申請しなければならない。

第 11 条 本制度の施行にかかわる諸費用は次のように定める。

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 専門医認定申請料 | 1 万円 |
| (2) 専門医認定審査料 | 2 万円 |
| (3) 専門医継続料 | 1 万円／年（認定日の翌年度から） |
| (4) 専門医認定更新審査料 | 1 万円 |

第 12 条 専門医継続料は前年度末日までに納入するものとする。

第 13 条 既納の専門医認定申請料、専門医認定審査料、専門医継続料、専門医認定更新審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第 14 条 本細則を変更する場合には、専門医認定委員会の議を経て学会理事会の承認を得なければならない。

附 則

第 1 条 本施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本施行細則は、一部改正し、平成 21 年 3 月 7 日から施行する。
3. 本施行細則は、一部改正し、平成 24 年 3 月 4 日から施行する。
4. 本施行細則は、一部改正し、平成 27 年 12 月 6 日から施行する。

附表 1

教育研修単位基準（専門医申請時に必要な単位数）

1. 臨床研修：各施設での研修（最低必要単位数 60：ただし、大学研修施設での研修単位を 40 単位以上含むこと）
 - 1) 研修施設（1 年間） 20
 - 2) 研修施設以外で専門医指導医がいる施設（1 年間） 10
 - 3) 研修施設以外で専門医がいる施設（1 年間） 5

*1 年未満の教育研修は、研修を行った月数を 12 で除した値に所定単位数を乗じて算定する。
 *曜日単位の教育研修は、研修を行った曜日数を 5 で除した値に所定単位数を乗じて算定する。
 *但し、移行期間にまたがる研修単位については専門医認定委員会で審議する。

2. 学術研修：小児歯科関連の学会および研修会での発表あるいは参加^{注1}
 （最低必要単位数 50）
 - 1) 日本小児歯科学会大会^{注2}（全国大会、地方会大会、専門医研修セミナー）
 - (イ) 発表者のみ（共同発表者は含まない） 15
 - (ロ) 参加者 10
 - 2) 小児歯科関連の国際学会大会^{注3}（国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など）
 - (イ) 発表者（共同発表者は含まない） 15
 - (ロ) 参加者 10
 - 3) 小児歯科に関連する学会大会または地域単位の研修会^{注4}
 - (イ) 発表者（共同発表者は含まない） 10
 - (ロ) 参加者 5

3. 業績：小児歯科学分野の研究や症例の学術雑誌等への論文発表^{注5}（最低必要単位数 10）
 - 1) 小児歯科学雑誌または Pediatric Dental Journal
 - 筆頭著者 10
 - 共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 5
 - 2) 上記以外の学術雑誌
 - 筆頭著者 5
 - 共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 2
 - 3) 学術著書
 - 単著あるいは編者 10
 - 分担執筆 5
 - 4) 商業雑誌等
 - 筆頭著者 5
 - 共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 2

4. 社会への貢献^{注6} 1 件につき最高 3

注1：発表証明あるいは参加証明の添付が必要。ただし、会員証（IDカード）で登録を行った研修会については、参加証明の添付は免除する。

注2：参加の10単位と発表の5単位が加算され、15単位となる。また、各地方会に出席する毎に、教育研修単位数は加算される。

注3：専門医認定委員会で承認されたものでなければならない。

注4：専門医認定委員会に以下の条件を証明する書類を添えて申請し認定されなければならない。ただし、地域的事情により、条件を満たすことができないと専門医認定委員会が認めた場合には、特例で認定することがある。なお、参加単位は1年間で5単位を上限とし、発表単位は1年間で10単位を上限とする。

①「会員数」が30名以上の場合は30%以上あるいは20名以上が専門医、「会員数」が30名未満の場合は10名以上の会員数で60%以上の専門医を有している。

②機関誌を発行している。

③定期的な研修会を開催している。

④規約が存在する。

⑤申請に際して、所属地域の日本小児歯科学会地方会の承認を得る。

⑥研修会の正会員は日本小児歯科学会会員であり、正会員数が10名以上である。

注5：論文の受理証明を添付することで認められる。投稿中は不可。

注6：具体的内容を記入し（本会・地方会活動、講演、地域の保健活動、専門学校の講義、公共出版物への執筆など）、専門医認定委員会において単位評価を行う。一つの活動項目について単位認定がなされ、1年間で12単位を上限とする。

発展や社会貢献に寄与する内容の著書、雑誌等への執筆（筆頭者のみ）

(3) 日本小児歯科学会地方会で筆頭者としてケースプレゼンテーション

注1：発表証明あるいは参加証明の添付が必要。ただし、会員証（IDカード）で登録を行なった研修会については、参加証明の添付は免除する。

注2：参加の10単位と発表の5単位が加算され、15単位となる。また、各地方会に出席する毎に、教育研修単位数は加算される。

注3：専門医認定委員会で承認されたものでなければならない。

注4：専門医認定委員会に以下の条件を証明する書類を添えて申請し認定されなければならない。ただし、地域的事情により、条件を満たすことができないと専門医認定委員会が認めた場合には、特例で認定することがある。なお、参加単位は1年間で5単位を上限とし、発表単位は1年間で10単位を上限とする。

①「会員数」が30名以上の場合は30%以上あるいは20名以上が専門医、「会員数」が30名未満の場合は10名以上の会員数で60%以上の専門医を有している。

②機関誌を発行している。

③定期的な研修会を開催している。

④規約が存在する。

⑤申請に際して、所属地域の日本小児歯科学会地方会の承認を得る。

⑥研修会の正会員は日本小児歯科学会会員であり、正会員数が10名以上である。

注5：論文の受理証明を添付することで認められる。投稿中は不可。

注6：具体的内容を記入し（本会・地方会活動、講演、地域の保健活動、専門学校の講義、公共出版物への執筆など）、専門医認定委員会において単位評価を行う。一つの活動項目について単位認定がなされ、1年間で12単位を上限とする。

注7：小児歯科に関わる全ての学会を意味する。